

と見えてゐる。それだからこの納憐站ナリンは軍情急務に限りて用ゐたもの、即ち前に海青站というたものに相當するものである。然るに此の時に於ては海青站の名をいはず、而してこの站道を行く使臣も、海青牌とは稱しない金銀字圓牌を帶ぶといふのである。さうすれば兩牌の性質は畢竟同様であつて、たゞその稱呼を異にするに過ぎないのである。

次には箭内博士によると、所謂圓牌と稱するものゝ初めて記録に見えるのは元史本紀に、至元二十三年七月金齒國の使臣に圓符を給したのを初見とし、<sup>20</sup>海青牌の名は同紀に至元十八年十月隆興行省に海青符を給すとあるのが最後であるといふのである。實に海青符の記事は元史に於ても經世大典に於ても共に至元十八年以後に及ばない。然れども圓牌の名の見えるのは決して至元二十三年を待たないのであつて、實に至元十六年には新圓牌の名が經世大典に見え、至元十八年にも四川分省より圓牌を給して馳傳に備へたいと請うた旨が同書に記され、以後この名の頻出することは大典に就いて認められる通りである。さて至元十六年に新圓牌と稱したものについては、この年五月二十日臨洮府の脫脫禾孫塔察兒が、站戸の困乏を奏したのに對し、通政院官兀良哈解が十五事を議定したが、その第一に、

一言、先奉ニ上命一。除レ帶ニ新圓牌聖旨一外。凡以ニ公文一遣ニ使者一。鋪馬勿レ與。今諸王及諸官府、因レ公移レ文遣レ官。如何給レ驛。臣等議得。軍情重事擬レ帶ニ圓牌一。此外不レ以ニ是何公事一。諸官府行以ニ公文一。若阻滯之一竊恐レ不レ宜。

というてゐる。即ち至元十六年五月二十日以前の或る日に於て、軍情重事に關してはその使者に新圓牌（或は單に